

袖ヶ浦市における令和8年度国民健康保険税（子ども・子育て支援金分）の 按分率（案）について

1 子ども・子育て支援金の創設に至る経緯

国では、子育て世代を応援する取り組みとして、「こども・子育て支援加速化プラン」を進めており、令和10年度までに約3.6兆円の予算が充てられる予定です。

このプランを支える仕組みのひとつとして、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」により盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、さらに、児童手当等に充てるための「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。

2 子ども・子育て支援金の賦課・納付について

子ども・子育て支援金制度が創設されたことにより、令和8年度より、加入されている医療保険の保険料に子ども・子育て支援金分の保険料が上乗せされます。これは国民健康保険だけでなく、ほかの公的医療保険（健康保険・共済組合・国民健康保険組合・後期高齢者医療保険等）に加入されている方も同様です。

国民健康保険の場合は、従来の保険税（医療分・後期高齢者支援金分・介護保険分）に、子ども・子育て支援金分の保険税が加算されて納付していただくことになります。

3 国民健康保険税（子ども・子育て支援金分）の按分率の考え方について

被保険者の方に納付していただく国民健康保険税（子ども・子育て支援金分）は、県に納付する国民健康保険事業費納付金（子ども・子育て支援金分）の納付に要する費用を賄うためのものですので、事業費納付金（子ども・子育て支援金分）の額から、国民健康保険税以外の納付金に係る財源を差し引いた必要保険税総額を基に、千葉県から示された標準保険税率（所得割、均等割、18歳以上均等割）を採用することとします。

【標準保険料率及びその算定方法】

(1) 算定基礎額

①必要保険税総額（調整前）について

令和8年度国民健康保険事業費納付金（子ども・子育て支援金分）の額

－国民健康保険税以外の納付金に係る財源

38,954,851円－(2,087,265円+908,445円)

＝35,959,141円

②収納率を加味した必要保険税総額（調整後）について

必要保険税総額（調整前）÷袖ヶ浦市における標準的な収納率

35,959,141円÷95.03%（※1）＝37,839,778円

（※1）過去の実績から県が算定した数値。

(2) 所得割

所得割は、算定基礎額（必要保険税総額（調整後））の50%を袖ヶ浦市における所得総額で除した数値。

37,839,778円×50%＝18,919,889円

18,919,889円÷7,439,293,000円（※2）÷0.25%

(3) 均等割

均等割は、算定基礎額（必要保険税総額（調整後））の50%を袖ヶ浦市における被保険者数で除した数値。

37,839,778円×50%＝18,919,889円

18,919,889円÷10,396人（※2）÷1,820円

(4) 18歳以上均等割

18歳以上均等割は、②において算定した均等割を、袖ヶ浦市における18歳未満被保険者に乗じて算出した金額を、袖ヶ浦市における18歳以上被保険者数で除した数値。

1,820円×749人（※2）＝1,363,180円

1,363,180円÷9,647人（※2）÷141円

（※2）袖ヶ浦市の報告を基に県が算定した数値。

4 袖ヶ浦市における令和8年度国民健康保険税（子ども・子育て支援金分）の按分率（案）について

令和8年度袖ヶ浦市国民健康保険税（子ども・子育て支援金分）の按分率を以下のとおりとします。

（1）所得割（※3）⇒0.25%（標準保険料率を採用）

（※3）前年中（1月～12月）の所得に応じて計算されるもの

（2）均等割（※4）⇒1,800円（標準保険料率の100円未満を切捨て）

（※4）被保険者に一律に計算されるもの

（3）18歳以上均等割額（※5）⇒100円（標準保険料率の10円未満を切捨て）

（※5）18歳以上の被保険者に上乗せして計算されるもの。

18歳未満の被保険者に賦課される均等割額については、全額軽減を行うこととしており、当該軽減に要する費用は、18歳以上の被保険者に対して賦課することにより、賄うこととされる。

【参考】

18歳以上で、所得総額200万円の被保険者の国民健康保険税（子ども・子育て支援金分）は、以下のとおり。

（1）所得割額： $(200万円 - 43万円) \times 0.25\% \div$ 3,925円

（2）均等割額：1,800円

（3）18歳以上均等割額：100円

（4）合計： $3,925円 + 1,800円 + 100円 =$ 5,825円

※医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分、子ども・子育て支援金分を合算した金額で、100円未満がある場合は切捨てを行った後の金額が、実際に賦課される金額となります。

5 令和8年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について
別紙のとおり

6 今後の予定について

（1）袖ヶ浦市国民健康保険税条例の改正について

令和8年4月1日から、上記（案）のとおり国民健康保険税（子ども・子育て支援金分）を賦課・徴収するため、令和8年2月議会定例会に袖ヶ浦市国民健康保険税条例の改正について上程します。

（2）袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

（1）の条例改正に伴う歳入及び歳出について、5で示したとおり、補正予算を同議会定例会に上程します。

【参考】

子ども・子育て支援金分の限度額及び減額が規定される政令は、令和8年3月末に公布される予定ですので、この限度額及び減額部分の条例改正につきましては、令和8年5月の運営協議会会議にて委員の皆様にご審議いただき、令和8年6月議会に上程する予定です。

令和8年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計歳入予算総括表

国民健康保険特別会計【歳入】

| 款 項 目 | 節・細節・細々節 | 当初 | 3月補正額 | 補正後 | 説 明 |
|-------------------|-----------------------|------------------|---------------|------------------|--|
| 1. 国民健康保険税 | | 1,228,057 | 30,945 | 1,259,002 | |
| 1. 国民健康保険税 | | 1,228,057 | 30,945 | 1,259,002 | |
| 1. 一般被保者国民健康保険税 | | 1,228,057 | 30,945 | 1,259,002 | |
| | 4-1-1子ども・子育て支援金分現年課税分 | 0 | 30,945 | 30,945 | ・ 調定見込額32,601,138円×徴収見込率94.92%=30,945,000円 |
| 4. 県支出金 | | 4,210,305 | 908 | 4,211,213 | |
| 1 県負担金・補助金 | | 4,210,305 | 908 | 4,211,213 | |
| 1. 保険給付費等交付金 | | | | | |
| | 1-1-1保険給付費等交付金（普通交付金） | 4,107,720 | | 4,107,720 | |
| | 2-1-1保険給付費等交付金（特別交付金） | 102,585 | 908 | 103,493 | ・ 県繰入金908,445円 |
| 6. 繰入金 | | 469,644 | 7,102 | 476,746 | |
| 1. 他会計繰入金 | | 469,644 | 7,102 | 476,746 | |
| 1. 一般会計繰入金 | | 469,644 | 7,102 | 476,746 | |
| | 1-1-1保険基盤安定保険税軽減分 | 154,882 | 5,015 | 159,897 | ・ 国民健康保険軽減分5,014,290円 |
| | 2-1-1保険基盤安定保険者支援分 | 104,782 | 2,087 | 106,869 | ・ 保険者支援制度（子ども分）2,087,265円 |
| 歳 入 合 計 | | 5,950,000 | 38,955 | 5,988,955 | |

一般会計【歳入】

| 款 項 目 | 節・細節・細々節 | 当初 | 3月補正額 | 補正後 | 説 明 |
|---------------------|------------------------|----------------|--------------|----------------|--|
| 16. 国庫支出金 | | 60,559 | 1,043 | 61,602 | |
| 1. 国庫負担金1. 民生費国庫負担金 | | | | | |
| | 4-1-1 基盤安定負担金(保険者支援分) | 52,391 | 1,043 | 53,434 | ・ 保険者支援制度（子ども分）2,087,265円×1/2=1,043,632円 |
| | 7-1-1 未就学児均等割保険税負担金 | 1,089 | | 1,089 | |
| | 8-1-1 産前産後保険税負担金 | 470 | | 470 | |
| 2. 国庫補助金2. 民生費国庫補助金 | | | | | |
| | 1-10-1 子ども・子育て支援事業費補助金 | 6,609 | | 6,609 | |
| 17. 県支出金 | | 143,135 | 4,281 | 146,637 | |
| 1. 県負担金 2. 民生費県負担金 | | | | | |
| | 3-1-1 基盤安定負担金(保険税軽減分) | 116,161 | 3,760 | 119,921 | ・ 国民健康保険税軽減分5,014,290円×3/4=3,760,717円 |
| | 4-1-1 基盤安定負担金(保険者支援分) | 26,195 | 521 | 26,716 | ・ 保険者支援制度（子ども分）2,087,265円×1/4=521,816円 |
| | 8-1-1 未就学児均等割保険税負担金 | 544 | | 544 | |
| | 9-1-1 産前産後保険税負担金 | 235 | | 235 | |
| 歳 入 合 計 | | 203,694 | 5,324 | 208,239 | |

令和8年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計歳出予算総括表

国民健康保険特別会計【歳出】

| 款 項 | 目 | 細目・細々目（名称） | 当初 | 3月補正額 | 補正後 | 説 明 |
|------------------------|----------------------|----------------------|------------------|---------------|------------------|--|
| 3. 国民健康保険事業費納付金 | | | 1,564,068 | 38,955 | 1,603,023 | |
| 1. 医療給付費分 | 1. 一般被保険者医療給付費分 | 1. 一般被保険者医療給付費分 | 1,042,857 | | 1,042,857 | |
| 2. 後期高齢者支援金等分 | 1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分 | 1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分 | 388,205 | | 388,205 | |
| | 2. 介護納付金分 | 1. 介護納付金分 | 133,006 | | 133,006 | |
| 3. 子ども・子育て支援金分 | 1. 一般被保険者子ども・子育て支援金分 | 1. 一般被保険者子ども・子育て支援金分 | 0 | 38,955 | 38,955 | ・R8年度国民健康保険事業費納付金額(子ども・子育て支援金分)38,954,851円 |
| 歳 出 合 計 | | | 5,950,000 | 38,955 | 5,988,955 | |

一般会計【歳出】

| 款 項 | 目 | 細目・細々目（名称） | 当初 | 3月補正額 | 補正後 | 説 明 |
|---------------|------------|-------------|----------------|--------------|----------------|--|
| 3. 民生費 | | | 469,644 | 7,102 | 476,746 | |
| 1. 社会福祉費 | 1. 社会福祉総務費 | 7-1 国保会計繰出金 | 469,644 | 7,102 | 476,746 | ・基盤安定（軽減分）5,014,290円 ・基盤安定（支援分）2,087,265円 |

令和8年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計歳出予算総括表